

追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 42 号	平成24年度盛岡市一般会計補正予算 (第 6 号) ……………	1
議案第 43 号	平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	13
議案第 44 号	平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	17
議案第 45 号	平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	21
議案第 46 号	平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	26
議案第 47 号	平成24年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	31
議案第 48 号	平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	36
議案第 49 号	平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	39
議案第 50 号	平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	42
議案第 51 号	平成24年度盛岡市東中野, 東安庭, 門財産区特別会計補正予算 (第 1 号) ……	45
議案第 52 号	平成24年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
議案第 53 号	平成24年度盛岡市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) ……………	別冊
議案第 54 号	平成24年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 55 号	盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について……………	48
議案第 56 号	財産の処分について……………	49
議案第 57 号	市道の路線の認定, 廃止及び変更について……………	51
議案第 58 号	平成24年度盛岡市病院事業会計資本剰余金の処分について……………	53

議案第 42 号

平成24年度盛岡市一般会計補正予算（第6号）

平成24年度盛岡市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,701,665千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112,824,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 地方消費税交付金		千円 3,156,500	千円 △48,883	千円 3,107,617
	1 地方消費税交付金	3,156,500	△48,883	3,107,617
10 地方特例交付金		129,585	△14,822	114,763
	1 地方特例交付金	129,585	△14,822	114,763
11 地方交付税		18,981,849	△411,995	18,569,854
	1 地方交付税	18,981,849	△411,995	18,569,854
13 分担金及び負担金		1,338,749	17,064	1,355,813
	1 負担金	1,338,749	17,064	1,355,813
14 使用料及び手数料		1,659,859	16,396	1,676,255
	1 使用料	1,127,364	11,490	1,138,854
	2 手数料	475,706	7,298	483,004
	3 証紙収入	56,789	△2,392	54,397
15 国庫支出金		17,125,079	2,020,486	19,145,565
	1 国庫負担金	13,647,219	194,349	13,841,568
	2 国庫補助金	3,382,981	1,836,281	5,219,262
	3 委託金	94,879	△10,144	84,735
16 県支出金		6,886,296	△150,302	6,735,994
	1 県負担金	2,588,308	140,139	2,728,447
	2 県補助金	3,817,543	△300,555	3,516,988

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 委託金	480,445	10,114	490,559
17 財産収入		433,308	288,137	721,445
	1 財産運用収入	133,747	12,987	146,734
	2 財産売却収入	299,561	275,150	574,711
18 寄附金		5,489	8,985	14,474
	1 寄附金	5,489	8,985	14,474
19 繰入金		2,121,686	△15,629	2,106,057
	1 特別会計繰入金	11,320	2,024	13,344
	2 基金繰入金	2,110,366	△17,653	2,092,713
21 諸収入		1,723,950	242,380	1,966,330
	1 延滞金, 加算金及び過料	125,864	19,732	145,596
	2 市預金利子	4,387	2,402	6,789
	3 貸付金元利収入	533,307	△4,992	528,315
	4 受託事業収入	71,216	7,581	78,797
	5 雑入	989,176	217,657	1,206,833
22 市債		11,842,000	2,749,848	14,591,848
	1 市債	11,842,000	2,749,848	14,591,848
歳 入	合 計	108,122,862	4,701,665	112,824,527

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 715,356	千円 △6,337	千円 709,019
	1 議会費	715,356	△6,337	709,019
2 総務費		12,918,791	191,701	13,110,492
	1 総務管理費	11,048,004	274,088	11,322,092
	2 徴税費	1,104,486	△53,869	1,050,617
	3 戸籍住民基本台帳費	510,740	△22,712	488,028
	4 選挙費	125,772	△5,568	120,204
	5 統計調査費	39,405	2,801	42,206
	6 監査委員費	90,384	△3,039	87,345
3 民生費		38,486,360	280,777	38,767,137
	1 社会福祉費	15,134,304	410,133	15,544,437
	2 児童福祉費	14,704,416	△206,726	14,497,690
	3 生活保護費	8,647,640	77,273	8,724,913
	4 災害救助費	0	97	97
4 衛生費		9,033,834	△40,228	8,993,606
	1 保健衛生費	2,524,979	△25,509	2,499,470
	2 清掃費	3,717,034	△84,180	3,632,854
	3 保健所費	2,791,821	69,461	2,861,282
5 労働費		1,242,809	△184,015	1,058,794

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 労働諸費	1,242,809	△184,015	1,058,794
6 農林費		2,648,519	△43,396	2,605,123
	1 農業費	2,302,208	△36,574	2,265,634
	2 林業費	346,311	△6,822	339,489
7 商工費		1,745,890	△243,082	1,502,808
	1 商工費	1,745,890	△243,082	1,502,808
8 土木費		14,985,673	3,236,630	18,222,303
	1 土木管理費	213,812	△10,611	203,201
	2 道路橋りょう費	3,883,046	1,628,551	5,511,597
	3 河川費	407,576	△20,508	387,068
	4 都市計画費	9,526,162	1,532,376	11,058,538
	5 住宅費	955,077	106,822	1,061,899
9 消防費		3,818,450	△25,622	3,792,828
	1 消防費	3,818,450	△25,622	3,792,828
10 教育費		7,487,427	1,744,546	9,231,973
	1 教育総務費	759,953	17,957	777,910
	2 小学校費	2,567,044	410,243	2,977,287
	3 中学校費	923,390	1,348,683	2,272,073
	4 高等学校費	675,985	7,363	683,348

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 幼稚園費	千円 423,108	千円 2,035	千円 425,143
	6 社会教育費	1,940,908	△36,796	1,904,112
	7 保健体育費	197,039	△4,939	192,100
12 公債費		14,944,194	△209,309	14,734,885
	1 公債費	14,944,194	△209,309	14,734,885
歳	出	合	計	
		108,122,862	4,701,665	112,824,527

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	通信対策事業	20,402
		コミュニティ施設管理運営事業	2,120
		NPO協働推進事業	12,500
		好摩地区体育施設整備事業	31,722
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設整備助成事業	60,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	15,600
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設整備助成事業	130,642
4 衛生費	1 保健衛生費	火葬場整備事業	5,439
	2 清掃費	塵芥収集車更新事業	5,897
		廃棄物処分場管理運営事業	9,572
	3 保健所費	第二次救急医療事業	21,000
6 農林費	1 農業費	農業基盤整備事業	25,465
		農業施設維持管理事業	700
		農村交流センター整備事業	1,538
	2 林業費	マツクイムシ被害防止対策事業	4,642
7 商工費	1 商工費	歴史的街並み保存活用事業	4,480
8 土木費	2 道橋りょう路費	道路橋りょう維持管理事業	257,500
		市道舗装二次改築事業	410,000
		市道舗装新設改良事業	5,919
		側溝整備事業	3,480
		踏切拡幅対策事業	4,883
		除雪機械整備事業	148,302
		洞清水中村線道路整備事業	4,038
		舟田西枝線道路整備事業	13,872
		岩手公園開運橋線道路整備事業	98,442

款	項	事業名	金額
		道路新設改良事業	10,791
		谷地頭線道路整備事業	278,140
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	60,050
		東中野門線道路整備事業	5,321
		新幹線側道2号線道路整備事業	11,433
		下田生出線道路整備事業	40,314
		大島線外道路整備事業	3,414
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	6,090
		橋りょう維持補修事業	15,281
		交通安全施設等整備事業	51,300
		厨川駅地下自由通路整備事業	55,245
		高櫓線道路整備事業	15,000
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	50,833
		西部線外道路整備事業	20,000
		みたけ4号線道路整備事業	40,550
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	95,363
		柘沢橋線道路整備事業	78,936
		南大橋明治橋線道路整備事業	43,000
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	5,234
		大沢川原一丁目北山一丁目線外道路整備事業	8,500
		芋田線道路整備事業	65,000
		日戸柴沢線道路整備事業	18,000
	3 河川費	準用河川改良事業	750
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	21,200
		都南中央第三地区土地区画整理事業	490,960
		太田地区土地区画整理事業	437,022

款	項	事業名	金額	
		梨木町上米内線街路事業	423,416	
		盛岡駅南大通線街路事業	124,666	
		明治橋大沢川原線街路事業	102,739	
		中ノ橋通山岸線街路事業	49,477	
		南大通南大橋線街路事業	66,082	
		県営街路事業負担金	4,200	
		盛岡駅長田町線街路事業	802	
		街路樹等維持管理事業	100,000	
		都市公園整備事業	689,730	
		県営公園事業負担金	2,926	
		盛岡南地区都市開発整備事業	48,135	
		自転車の安全と利用促進事務	75,443	
		5 住宅費	住宅維持管理事務	5,525
			公営住宅ストック総合改善事業	197,300
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	446,144	
		プール改修事業	40,000	
	3 中学校費	城東中学校校舎改築事業	657,388	
		城西中学校校舎改築事業	586,635	
		障がい児等対策整備事業	101,829	
	4 高等学校費	総務事務	20,840	
6 社会教育費	志波城跡保存整備事業	21,329		
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	43,408	

2 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
10 教育費	2 小学校費	向中野小学校建設事業	76,557	81,257

第 3 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
上田18号線道路舗装工事に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	39,000
小学校耐震補強事業に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	30,450
小学校施設等整備事業に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	1,660
中学校耐震補強事業に必要とする経費についての債務負担 (平成24年度分)	自 平成24年度 至 平成25年度	17,726

第 4 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
臨時財政対策債	5,317,700	5,739,048	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成24年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
庁舎等耐震補強事業債	87,600	92,400			
コミュニティ施設建設事業債	196,200	176,800			
藪川地区デジタル共同受信施設整備補助事業債	8,800	1,000			
上水道安全対策事業出資債	48,000	43,000			
火葬場整備事業債	611,300	608,400			
旧盛岡競馬場跡地整備事業債	116,200	114,500			
農村整備事業債	38,000	63,300			
有機物資源活用施設整備事業債	296,300	297,300			
林道整備事業債	5,300	4,500			
農村交流センター整備事業債	7,000	6,100			
地区振興センター整備事業債	6,200	0			
公有林整備事業債	34,700	33,700			
生活改善センター整備事業債	3,400	0			
鉤屋町歴史的建造物等活用事業債	74,100	9,800			
桜の里整備事業債	6,400	1,700			
地方道路等整備事業債	2,661,200	3,386,100			
道路整備事業債	466,300	527,000			
都市再生整備計画事業債	220,600	399,400			
急傾斜地崩壊対策事業債	400	0			

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
河川整備事業債	104,300	101,800			
公園整備事業債	287,100	571,000			
公営住宅建設事業債	115,500	177,600			
まちづくり 交付金事業債	90,900	76,900			
主要バス停整備事業債	1,100	1,000			
自 動 車 関 連 整 備 事 業 債 事 転 業 債	0	35,600			
消防施設整備事業債	74,200	70,900			
土淵小・中一貫教育導入 施設整備事業債	181,500	408,900			
城 東 中 学 校 校舎改築事業債	0	398,800			
城 西 中 学 校 校舎改築事業債	0	370,000			
耐 震 補 強 設 計 事 業 債	66,200	65,600			
障 がい 児 等 対 策 整 備 事 業 債	2,600	49,600			
上 田 中 学 校 校舎耐震整備事業債	2,400	10,000			
学校プール改修事業債	0	33,000			
耐 震 補 強 事 業 債	0	11,900			
志 波 城 跡 保 存 整 備 事 業 債	46,100	40,800			
計	11,842,000	14,591,848			

議案第 43 号

平成24年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,196千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,078千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,060	千円 △1,620	千円 1,440
	1 分担金	2,760	△1,320	1,440
	2 負担金	300	△300	0
2 使用料及び手数料		4,027	△367	3,660
	1 使用料	4,026	△367	3,659
4 繰入金		1,448	△329	1,119
	1 一般会計繰入金	1,448	△329	1,119
5 繰越金		1	617	618
	1 繰越金	1	617	618
6 諸収入		251	403	654
	2 雑入	250	403	653
7 市債		14,000	△10,900	3,100
	1 市債	14,000	△10,900	3,100
歳 入 合 計		30,274	△12,196	18,078

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公設浄化槽整備費		24,934	△12,489	12,445
	1 公設浄化槽整備費	24,934	△12,489	12,445
2 公設浄化槽管理費		4,475	457	4,932
	1 公設浄化槽管理費	4,475	457	4,932
3 公債費		865	△164	701
	1 公債費	865	△164	701
歳 出	合 計	30,274	△12,196	18,078

第 2 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
公設浄化槽事業債	14,000	3,100	借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成24年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。	年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率)	政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。
計	14,000	3,100			

議案第 44 号

平成24年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第2号）

平成24年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,564千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 547,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 100	千円 △40	千円 60
	1 分担金	100	△40	60
2 使用料及び手数料		70,155	1,342	71,497
	1 使用料	70,105	1,278	71,383
	2 手数料	50	64	114
3 繰入金		456,187	4,698	460,885
	1 一般会計繰入金	456,187	4,698	460,885
4 繰越金		1	994	995
	1 繰越金	1	994	995
5 諸収入		30,843	△16,558	14,285
	1 延滞金	1	361	362
	3 雑入	30,842	△16,919	13,923
歳入合計		557,286	△9,564	547,722

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 36,938	千円 △18,005	千円 18,933
	1 農業集落排水整備費	36,938	△18,005	18,933
2 農業集落排水施設管理費		89,910	8,441	98,351
	1 農業集落排水施設管理費	89,910	8,441	98,351
歳 出 合 計		557,286	△9,564	547,722

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 農業集落排水施設管理費	1 農業集落排水施設管理費	農業集落排水施設管理事業	6,800

議案第 45 号

平成24年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		25,253	△983	24,270
	1 一般会計繰入金	25,253	△983	24,270
2 繰越金		1	28,283	28,284
	1 繰越金	1	28,283	28,284
3 諸収入		61,709	355	62,064
	2 雑入	1,243	355	1,598
4 市債		29,795	△18,855	10,940
	1 市債	29,795	△18,855	10,940
歳入合計		116,758	8,800	125,558

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 母子寡婦福祉資金貸付 費		116,758	8,800	125,558
	2 貸付事務費	11,654	8,800	20,454
歳 出	合 計	116,758	8,800	125,558

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 母子寡婦 福祉資金 貸付費	2 貸付事務費	母子寡婦福祉資金貸付事務	8,800

第 3 表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
母子寡婦福祉 資金貸付事業	29,795	10,940	借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成24年度	無利子	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第 129 号) 第37条第2項, 第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。
計	29,795	10,940			

議案第 46 号

平成24年度盛岡市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 657,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,460,046千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,706,059	千円 △88,263	千円 5,617,796
	1 国民健康保険税	5,706,059	△88,263	5,617,796
2 使用料及び手数料		4,002	△100	3,902
	1 手数料	4,000	△100	3,900
3 国庫支出金		6,217,857	462,420	6,680,277
	1 国庫負担金	4,499,148	167,315	4,666,463
	2 国庫補助金	1,718,709	295,105	2,013,814
4 療養給付費交付金		2,029,849	△319,460	1,710,389
	1 療養給付費交付金	2,029,849	△319,460	1,710,389
5 前期高齢者交付金		6,591,942	△5,399	6,586,543
	1 前期高齢者交付金	6,591,942	△5,399	6,586,543
6 県支出金		1,240,128	99,666	1,339,794
	1 県負担金	145,845	34,610	180,455
	2 県補助金	1,094,283	65,056	1,159,339
7 共同事業交付金		2,978,051	70,198	3,048,249
	1 共同事業交付金	2,978,051	70,198	3,048,249
8 財産収入		5	△1	4
	1 財産運用収入	5	△1	4
9 繰入金		1,977,813	△53	1,977,760

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 一般会計繰入金	1,977,812	△52	1,977,760
	2 基金繰入金	1	△1	0
10 繰越金		2	438,913	438,915
	1 繰越金	2	438,913	438,915
11 諸収入		56,426	△9	56,417
	1 延滞金, 加算金及び過料	32,560	11,404	43,964
	2 雑入	23,866	△11,413	12,453
歳入合計		26,802,134	657,912	27,460,046

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 424,230	千円 △26,060	千円 398,170
	1 総務管理費	240,659	△12,222	228,437
	2 徴税費	182,872	△13,580	169,292
	3 運営協議会費	699	△258	441
2 保険給付費		18,459,218	282,089	18,741,307
	1 療養諸費	16,532,410	127,623	16,660,033
	2 高額療養費	1,815,937	134,090	1,950,027
	3 移送費	2	△2	0
	4 出産育児諸費	97,069	22,688	119,757
	5 葬祭諸費	13,800	△2,310	11,490
3 後期高齢者支援金		3,296,257	1,478	3,297,735
	1 後期高齢者支援金	3,296,257	1,478	3,297,735
4 前期高齢者納付金		3,951	△473	3,478
	1 前期高齢者納付金	3,951	△473	3,478
5 老人保健拠出金		159	△1	158
	1 老人保健拠出金	159	△1	158
6 介護納付金		1,422,960	△1,652	1,421,308
	1 介護納付金	1,422,960	△1,652	1,421,308
7 共同事業拠出金		2,939,823	187,185	3,127,008

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 共同事業拠出金	千円 2,939,823	千円 187,185	千円 3,127,008
8 保健事業費		216,612	8,741	225,353
	1 保健事業費	216,612	8,741	225,353
9 基金積立金		1	△1	0
	1 基金積立金	1	△1	0
10 諸支出金		27,923	206,606	234,529
	1 償還金及び還付加算金	27,923	206,606	234,529
歳	出	合	計	
		26,802,134	657,912	27,460,046

議案第 47 号

平成24年度盛岡市介護保険費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の介護保険費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,611,255千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,473,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		千円 3,894,114	千円 143,638	千円 4,037,752
	1 介護保険料	3,894,114	143,638	4,037,752
2 使用料及び手数料		521	44	565
	1 手数料	520	44	564
3 国庫支出金		4,329,499	273,472	4,602,971
	1 国庫負担金	3,266,810	229,792	3,496,602
	2 国庫補助金	1,062,683	43,678	1,106,361
	3 委託金	6	2	8
4 支払基金交付金		5,280,994	400,328	5,681,322
	1 支払基金交付金	5,280,994	400,328	5,681,322
5 県支出金		2,671,669	486,541	3,158,210
	1 県負担金	2,617,099	200,214	2,817,313
	2 県補助金	54,570	△3,429	51,141
	3 県交付金	0	289,756	289,756
6 財産収入		67	△5	62
	1 財産運用収入	67	△5	62
7 繰入金		2,684,399	198,330	2,882,729
	1 一般会計繰入金	2,682,598	200,131	2,882,729
	2 基金繰入金	1,801	△1,801	0

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 5	千円 108,776	千円 108,781
	1 繰越金	5	108,776	108,781
9 諸収入		824	131	955
	1 延滞金, 加算金及び過料	1	88	89
	2 雑入	823	43	866
歳 入 合 計		18,862,092	1,611,255	20,473,347

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 369,892	千円 17,195	千円 387,087
	1 総務管理費	212,395	4,389	216,784
	2 徴収費	29,272	△184	29,088
	3 介護認定審査会費	126,876	12,990	139,866
2 保険給付費		18,104,345	1,491,138	19,595,483
	1 介護サービス等諸費	16,472,743	1,356,827	17,829,570
	2 介護予防サービス等諸費	523,177	71,570	594,747
	3 その他諸費	25,895	2,468	28,363
	4 高額介護サービス等費	324,905	28,919	353,824
	5 高額医療合算介護サービス等費	33,052	2,590	35,642
	6 特定入所者介護サービス等費	724,573	28,764	753,337
3 地域支援事業費		305,256	△27,449	277,807
	1 介護予防事業費	106,601	△28,222	78,379
	2 包括的支援事業・任意事業費	198,655	773	199,428
4 基金積立金		76,793	28,371	105,164
	1 基金積立金	76,793	28,371	105,164
5 諸支出金		4,806	102,000	106,806

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 償還金及び還付加算金	4,806	101,976	106,782
	2 支援費	0	24	24
歳	出	合	計	
		18,862,092	1,611,255	20,473,347

議案第 48 号

平成24年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）

平成24年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,491,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 後期高齢者医療保険料		2,208,430	△129,897	2,078,533
	1 後期高齢者医療保険料	2,208,430	△129,897	2,078,533
2 使用料及び手数料		496	24	520
	1 手数料	496	24	520
3 繰入金		284,392	120,830	405,222
	1 一般会計繰入金	284,392	120,830	405,222
4 繰越金		1	1,079	1,080
	1 繰越金	1	1,079	1,080
5 諸収入		6,094	△224	5,870
	1 延滞金, 加算金及び過料	2	519	521
	2 償還金及び還付加算金	6,001	△743	5,258
歳入合計		2,499,413	△8,188	2,491,225

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 27,609	千円 △893	千円 26,716
	1 総務管理費	3,230	△36	3,194
	2 徴収費	24,379	△857	23,522
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,464,803	△5,111	2,459,692
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,464,803	△5,111	2,459,692
3 諸支出金		6,001	△2,184	3,817
	1 償還金及び還付加算金	6,001	△2,184	3,817
歳 出 合 計		2,499,413	△8,188	2,491,225

議案第 49 号

平成24年度盛岡市中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）

平成24年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,701千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,593,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 650,632	千円 11,810	千円 662,442
	1 使用料	650,631	11,810	662,441
2 財産収入		34	△4	30
	1 財産運用収入	34	△4	30
3 繰入金		768,402	△23,622	744,780
	1 一般会計繰入金	631,102	△722	630,380
	2 基金繰入金	137,300	△22,900	114,400
4 繰越金		1	4,302	4,303
	1 繰越金	1	4,302	4,303
5 諸収入		176,777	4,813	181,590
	1 雑入	176,777	4,813	181,590
歳 入	合 計	1,595,846	△2,701	1,593,145

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市場総務費		千円 544,786	千円 △2,701	千円 542,085
	1 市場管理費	544,786	△2,701	542,085
歳 出	合 計	1,595,846	△2,701	1,593,145

議案第 50 号

平成24年度盛岡市土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の土地取得事業費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,475千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 14,883	千円 1,871	千円 16,754
	1 財産運用収入	13,163	1,871	15,034
2 繰越金		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳 入 合 計		111,605	1,870	113,475

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理事務費		千円 13,164	千円 1,870	千円 15,034
	1 管理事務費	13,164	1,870	15,034
歳 出 合 計		111,605	1,870	113,475

議案第 51 号

平成24年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）

平成24年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計補正予算（第1号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 796千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 8	千円 787	千円 795
	2 財産売却収入	1	787	788
2 繰入金		695	△695	0
	1 一般会計繰入金	695	△695	0
歳	入	合	計	
		704	92	796

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産費		千円 704	千円 92	千円 796
	1 財産管理費	704	92	796
歳	出	合	計	
		704	92	796

議案第 55 号

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
盛岡市屋外広告物条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「前条の規定により、広告物等を」を「前条第1項及び第2項の規定により」に、「場合」を「広告物等」に改める。

第6条第1項第2号及び第3号中「規則」を「，規則」に改め、同条第2項中「前条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第7条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国若しくは地方公共団体又は指定団体が表示し、又は設置しようとする広告物等（第4条第4項各号、第5条第3項各号及び第6条第1項から第3項までに掲げる広告物等以外の広告物等に限る。）で、市長が盛岡市屋外広告物審議会の意見を聴いて公益上やむを得ないと認めたものは、表示し、又は設置することができる。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第9条第1項中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項後段の規定は、第7条第2項の規定に基づき表示され、又は設置された広告物等が変更され、又は改造される場合について準用する。

第13条中「第4条又は第5条」を「第4条第1項若しくは第2項又は第5条第2項」に改める。

第15条の2第1項中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条第1項若しくは第2項」に、「及び」を「又は」に改める。

第16条第1項中「第15条の2第1項」の次に「の規定」を加える。

第56条第1号中「第3条、第4条第1項から第3項まで及び」を「第4条第1項若しくは第2項又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国若しくは地方公共団体又は公共的目的を有する法人その他の団体が表示等を禁止されている広告物等を例外的に表示し、又は設置できる場合を定めるとともに、罰則の適用範囲を改めるほか、必要な規定の整理をしようとするものである。

議案第 56 号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する土地

土地の所在地	種 別	数 量	処 分 予 定 価 格
盛岡市浅岸三丁目23番9	宅 地	7,788.44m ²	116,800,000円

2 処 分 の 方 法 売払い

3 処 分 の 相 手 方

ミネルバ開発株式会社 代表取締役 立 花 裕 子

4 見 取 図 別添による。

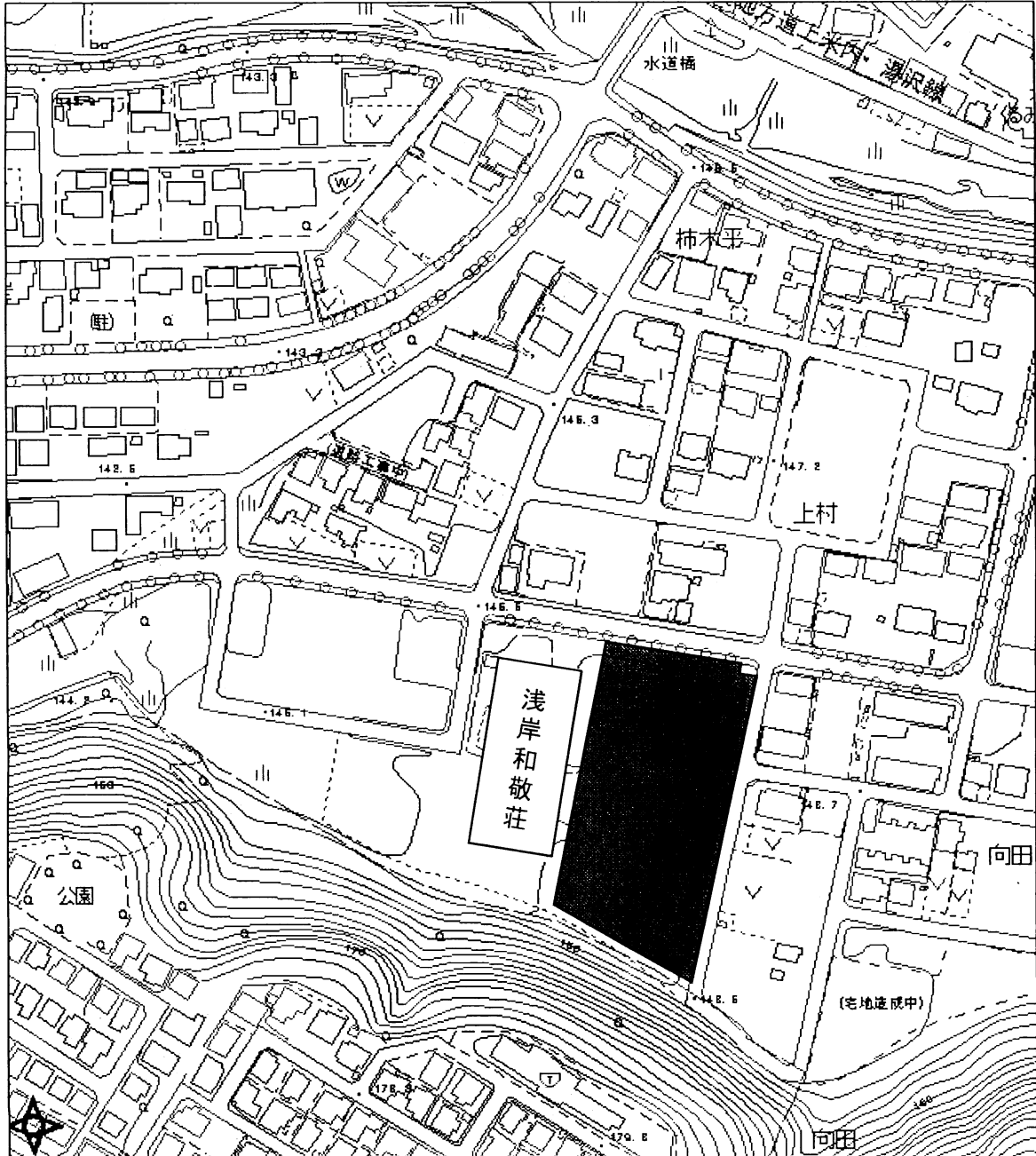
提案理由

浅岸三丁目地内の市有地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

見取図

所在地

盛岡市浅岸三丁目23番9



議案第 57 号

市道の路線の認定，廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定，廃止及び変更するものとする。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
A a 499	上田四丁目13号線	上田四丁目47番1地先	上田四丁目47番27地先
A c 611	三ツ割79号線	三ツ割五丁目23番26地先	三ツ割五丁目23番23地先
A d 777	松園バスターミナル線	西松園一丁目1番1地先	西松園一丁目1番1地先
C a 792	仙北三丁目22号線	仙北三丁目181番15地先	仙北三丁目170番3地先
D b 937	西青山三丁目50号線	西青山三丁目119番25地先	西青山三丁目119番22地先
D b 938	西青山二丁目43号線	西青山二丁目104番5地先	西青山二丁目104番12地先
都 4127	下田中・永堰2号線	飯岡新田9地割122番1地先	飯岡新田6地割73番地先
都 4128	前田8号支線	永井10地割115番3地先	永井10地割100番1地先
玉 618	成島歩行者専用道	玉山区好摩字上山3番147地先	玉山区好摩字上山17番1地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
C b 259	下太田9号線	下太田榑65番地の8地先	下太田榑65番地の14地先
C c 200	下太田9号線	下太田下川原58番地の1地先	下太田下川原118番地の1地先
C c 286	下太田26号線	下太田下川原52番地の4地先	下太田下川原52番地の1地先
C c 318	下太田32号線	下太田沢田67番地の6地先	下太田沢田28番地の2地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起 点	終 点	
C a 9	本宮線	本宮字隠居42番地の4地先	新	本宮字泉屋敷54番1地先
			旧	向中野字八日市場6番地先
C a 340	南仙北一丁目7号線	南仙北一丁目51番地1地先	新	南仙北一丁目51番1地先
			旧	南仙北一丁目91番地2地先
都 342	下田中・永堰線	下飯岡17地割 183番地先	新	下飯岡21地割 189番地先
			旧	飯岡新田6地割73番地先

提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

平成24年度盛岡市病院事業会計資本剰余金の処分について

平成24年度盛岡市病院事業会計のうち、補助金等をもって取得した資産（取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去により発生する損失について、補助金等を源泉とする資本剰余金85,593,998円をもってうめるものとする。

平成25年3月8日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。